

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1490号)

平成30年1月18日

横情審答申第1490号

平成30年1月18日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月16日教健第2798号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成16年特定月日に起きた横浜市立A小学校の校内事故に関する横浜市からの支払がわかるすべての書類。（金額・口座が分かるもの。）スポーツ振興センターに関する書類を除くもの。」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成16年特定月日に起きた横浜市立A小学校の校内事故に関する横浜市からの支払がわかるすべての書類。（金額・口座が分かるもの。）スポーツ振興センターに関する書類を除くもの。」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成16年特定月日に起きた横浜市立A小学校の校内事故に関する横浜市からの支払がわかるすべての書類。（金額・口座が分かるもの。）スポーツ振興センターに関する書類を除くもの。」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年1月13日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 平成16年特定月日に起きた横浜市立A小学校の校内事故（以下「本件事故」という。）に関する文書については、当時の所管課である教育委員会事務局指導部健康教育課（以下「健康教育課」という。）が作成し、又は保有していたと考えている。本件に係る開示請求を受けて、健康教育課及びA小学校において、本件事故に係る学校事故見舞金の支払いが分かる文書の有無を確認したが、存在を確認することができなかった。学校事故見舞金関係書類に関しては、横浜市教育委員会行政文書管理規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号。平成18年改正以前のもの。以下「行政文書管理規則」という。）第10条第2項により定められている行政文書分類表に基づき、保存期間5年で管理していたためと考えられる。
- (2) なお、本件に係る開示請求を受けて、A小学校における文書の保管状況を確認したところ、本来廃棄されているべき本件事故に係る学校事故見舞金支給申請書（以下「本件支給申請書」という。）が残っていることが判明した。しかしながら、本

件支給申請書は、学校事故見舞金の支給を申請する内容であり、申請者に支払われたとされる学校事故見舞金の金額や口座が分かる文書ではないと判断した。本件事故に係る学校事故見舞金の支払いが分かる文書については、学校事故見舞金支給通知（以下「支給通知」という。）が該当すると考えられるが、横浜市立学校における行政文書（以下「学校文書」という。）の管理について規定している横浜市立学校行政文書管理規則（平成12年6月横浜市教育委員会規則第12号。平成18年改正以前のもの。以下「学校文書管理規則」という。）第10条第4項に基づき横浜市教育委員会教育長が保存期間に属する行政文書の分類を定めた学校保存文書分類リストにおいて、支給通知が5年の保存期間と規定されたのは平成18年度である。平成17年度までの学校保存文書分類リストでは、支給通知については保存期間が定められていなかったため、本件事故に係る支給通知は、他の通知・連絡関係書類等と同様に保存期間1年で廃棄されたと考えられる。

- (3) したがって、本件において対象とされた保有個人情報、仮に作成されていたとしても健康教育課及びA小学校のいずれにおいても既に廃棄されており、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、保有個人情報を改めて特定し、全部を開示するよう求める。
- (2) 本件本人開示請求をするより前に、A小学校を訪問し、対応したA小学校の副校長に対し、審査請求人の氏名、連絡先、本件事故が発生した当時のクラス等の情報及び本件事故に係る学校事故見舞金の支払いについて知りたいという要件を記載したメモを渡した。その後、A小学校副校長から電話で、訪問当日に調べがついたこと及び支払われた額は50,000円だと説明を受けた。

他の職員や親からは別の金額を聞いたことがあったことから、その点をA小学校副校長に指摘したところ、威圧的な態度をとられた。

- (3) 文書に虚偽の金額が書かれていたのか、書かれていた金額とは異なる金額を言ったのかは不明だが、審査請求人に対して嘘の金額を言ったものであり、納得できない。A小学校副校長は調べがついたと言って、50,000円だったと言ったのだから、何かを見てそう発言したのだと考えている。当時のクラス等も伝えているので、現行の制度を答えたとは考えにくい。

- (4) 本件事故に関する文書を見たからA小学校副校長は50,000円であると答えたと思われるのに、実施機関は金額がわかる文書はないと弁明しており、両者の説明に食い違いがある。
- (5) 審査請求人が負った障害に対して学校事故見舞金が50,000円という金額は安すぎると考えている。
- (6) 学校事故見舞金の支給金額は、訴訟を行う上で必要なものである。
- (7) 学校事故見舞金の金額と、A小学校副校長が50,000円と答えた経緯の両方を知りたい。おおよその金額があるのであれば、それを知りたいと考えている。

5 審査会の判断

(1) 学校事故見舞金について

ア 学校事故見舞金は、学校の管理下における児童生徒の事故等による災害について、見舞金を支給する横浜市独自の制度であり、昭和52年度から開始された。学校事故見舞金の制度が開始された当初は、障害見舞金、死亡見舞金、医療見舞金及び特別見舞金の4つの制度があった。障害見舞金及び死亡見舞金は平成22年度に、医療見舞金は平成26年度に取扱いを廃止しており、平成28年度現在、歯牙破折の際に歯牙1本につき50,000円が支給される特別見舞金のみが学校事故見舞金の制度として残っている。

廃止前の学校事故見舞金における障害見舞金（以下「学校事故障害見舞金」という。）の支給額については、横浜市学校事故見舞金支給要綱（昭和52年3月制定。平成22年3月29日改正前のもの。以下「要綱」という。）に基づき、障害等級に応じて150,000円から4,000,000円まで見舞金が支給されていた。

イ 本件事故が発生した平成16年当時、学校の管理下において、児童生徒の事故等が発生した場合、健康教育課が各学校から事故報告を受けていた。児童生徒の保護者から横浜市長に対し、学校事故見舞金の支給申請があり、学校事故見舞金を支払う場合、健康教育課が申請に基づく決定を行い、各学校に対して、支給通知により学校事故見舞金の支給について通知し、各学校の口座への振込を行っていた。その後、各学校から児童生徒の保護者に対し学校事故見舞金を支給していた。平成22年度以降は、各方面学校教育事務所が創設されたため、小中学校については健康教育課ではなく各方面学校教育事務所が学校事故見舞金に関する事務を所管している。

なお、本件支給申請書の記載から、本件事故に係る学校事故見舞金の支給は平

成17年度に請求されていたものと考えられる。

(2) 共済給付金について

ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく公的給付制度として災害共済給付制度が設けられており、学校の管理下における児童生徒等の障害に対して災害共済給付金（以下「共済給付金」という。）が支払われることとされている。

イ 平成17年度当時、共済給付金と学校事故見舞金は重複して支給されていた。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、平成16年度に発生したA小学校における事故に関して、横浜市から支給した学校事故見舞金の支払いが分かる全ての書類と解される。

(4) 本件個人情報の不存在について

ア 本件事故に係る支給通知の廃棄について

(ア) 実施機関は、本件事故に係る学校事故見舞金の支払いに関する書類として、支給通知を保有していた可能性はあるが、平成17年度当時は、学校事故見舞金の支払いに関する文書は、健康教育課では保存期間を5年としており、横浜市立小学校では軽易な行政文書として保存期間を1年未満として処理を行っていたと思われることから、本件保有個人情報は廃棄済みであると説明している。

(イ) 実施機関では、学校文書を除く文書の管理については、行政文書管理規則により規定している。行政文書管理規則第10条第2項では、行政文書の保存期間を、30年、10年、5年、3年、2年、1年又は1年未満の7区分であるとしており、各保存期間に属する行政文書の基準は行政文書管理規則別表に定められている。また、個々の行政文書の保存期間については、当該行政文書を作成し、又は取得したときに行政文書分類表に従い、法令等の定め、文書等の効力、重要度等を考慮し、設定している。

そこで、当審査会で行政文書管理規則に基づき作成された行政文書分類表を確認したところ、学校事故見舞金関係書類は保存期間5年又は保存期間3年とされていた。

(ウ) また、学校文書の管理については、学校文書管理規則により規定されている。学校文書管理規則第10条第2項では、文書の保存期間は別に定めるとされており、平成17年度当時は、平成13年制定の学校行政文書分類リスト（以下「平成13年学校文書分類リスト」という。）により学校文書の保存期間を定めていた。

そこで、当審査会で平成13年学校文書分類リストを確認したところ、学校事故見舞金支給申請書が保存期間5年とされていること、通知・連絡関係書類が保存期間1年とされていること及び簡易な通知・連絡関係書類が保存期間1年未満とされていることが確認されたが、支給通知の分類は確認できなかった。なお、平成18年度以降に使用されていた学校行政文書分類リストには、支給通知の分類が設けられており、保存期間5年とされていた。

(エ) 以上のことから、本件に係る支給通知を平成17年度当時に実施機関が保有していたとしても、当該支給通知の保存期間は最長でも5年であったと考えられる。したがって、保存期間5年の本件支給申請書が廃棄されていなかったという事実はあるが、本件に係る支給通知を過去に保有していたとしても廃棄済であるという実施機関の主張に不合理な点は認められない。

イ A小学校副校長が電話の際に確認していた文書について

(ア) 審査請求人は、A小学校副校長と電話をした際に、学校事故見舞金の支給金額が50,000円であると発言したことから、50,000円と記載された文書が存在すると主張しているため、本件事故に係る学校事故見舞金の支給金額が50,000円であると記載されている文書の存否について、以下検討する。

(イ) 本件支給申請書の内容や共済見舞金の支給状況から、審査請求人は学校事故見舞金のうち学校事故障害見舞金の支給を受けていたものと考えられる。

要綱第4条では、学校事故障害見舞金の支給額は、要綱別表に定める障害の程度に応じた等級に対応する額とされており、要綱別表では、障害の程度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号。平成18年文部科学省令第19号による改正以前のもの。以下「省令」という。）別表の障害の例によるとしている。

学校事故障害見舞金と共済給付金の等級の認定の関連性について実施機関に確認したところ、両者の等級の認定は必ず一致するものではないが、多くの場合は同じ等級に認定されるとの説明があった。

(ウ) また、審査請求人の当時の共済給付金の支給金額については、本件本人開示請求とは別の本人開示請求において、審査請求人に開示されている。

本件事故に関し、共済給付金の認定等級と同等の等級が学校事故障害見舞金でも適用されたと仮定した上で、共済給付金の支給金額、省令別表及び要綱を照らし合わせると、審査請求人に係る学校事故障害見舞金が50,000円で

あったとは考え難い。

また、要綱に定められている学校事故障害見舞金の支給額を見ても、障害の程度が最も軽い第14級でも150,000円とされている。

(エ) したがって、本件事故に係る学校事故見舞金の支給額が50,000円であったということは考え難く、本件事故に係る学校事故見舞金の支給金額が50,000円と記載されている文書が存在することも考え難い。

(オ) 念のため、実施機関にA小学校副校長が学校事故見舞金の支給金額が50,000円であると発言した経緯について確認したところ、対応内容の詳しい記録もなく経緯は明らかではないが、現行の学校事故見舞金制度と混同して50,000円で答えたのではないかとも思われるという説明があった。

現行の学校事故見舞金の制度は歯牙破折の際に歯牙1本につき50,000円が支給される特別見舞金のみであり、当該金額と、A小学校副校長の50,000円との発言の金額が一致することから考えると、現行の学校事故見舞金制度と混同して50,000円であると答えた可能性があるとの実施機関の説明は、不自然であるとまではいえない。

(カ) 以上のことを考え合わせると、A小学校副校長が、本件事故に係る学校事故見舞金の支給金額が50,000円であるとの記載がある文書を見て、50,000円であると回答したか否かは定かではなく、50,000円と記載がある文書の特定がされていないことは是認できる。

(5) その他

審査請求人は、意見陳述において、学校事故見舞金のおおよその金額だけでも知りたいと陳述している。本件事故に係る共済給付金の支給金額と平成17年度当時の省令別表を照らし合わせると、共済給付金の支払いにあたって認定された等級が確認できる。さらに、共済給付金と同等の等級が学校事故見舞金でも適用されたと仮定すると、学校事故見舞金として支給されたこととなる金額を確認することができる。

要綱等は審査請求人の個人情報とはいえ、本件本人開示請求に対して特定すべき保有個人情報ではないが、別途開示請求を行うこと等により入手可能な文書であると考えられることを、申し添える。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を存在しないとして非開示とした

決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年2月16日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年3月16日 (第210回第三部会)	・諮問の報告
平成29年3月27日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成29年3月28日 (第301回第一部会) 平成29年4月4日 (第311回第二部会)	・諮問の報告
平成29年11月6日 (第222回第三部会)	・審議
平成29年11月16日 (第223回第三部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年12月7日 (第224回第三部会)	・審議
平成29年12月21日 (第225回第三部会)	・審議